

平成 27 年 10 月 1 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

労働組合との交渉価値に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

改竄職員がトップを務めた鎌倉市職員労働組合との交渉価値の皆無について

2 質問の要旨

鎌倉市長は自らの部下である鎌倉市職員労働組合と労使協議をしているが、昨年までそのトップであった小原芳則委員長はあろうことか、納税課としての重責にありながら、重大なデータの改竄を首謀していた。又、通学中の鎌倉の子供達がいながら、危険運転行為をバイクで行い、更には遅刻が 44 回とあまりに悪質で全体の奉仕者たる価値が見出せない職員である。そのような者がトップを長年務め、直近は副委員長であるような労組と話し合いをしていたことについて、議員として大変不信であり、密室協議で今も話し合うことは許せない。

まぎれもなく、労組の意思についてイニシアチブをとっていた小原の行為であるから重く受け止め答弁せよ。小原は改竄を首謀したか。このような者がトップであった労組との話し合いについて、密室であり、市民の不信は募る一方だが、監査委員の見解は如何か。市長の感想は如何か。

3 答弁を求める者

市長、監査委員

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 2 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を行う為、至急回答されたい。)